土壌及び地下水汚染規制部会の組織及び運営に関する関係規程

1　名古屋市環境基本条例（平成8年名古屋市条例第6号）（抜粋）

第3章　名古屋市環境審議会

（設置）

第25条　環境基本法（平成5年法律第91号）第44条の規定に基づき、市長の附属機関として、名古屋市環境審議会（以下「市審議会」という。）を置く。

（所掌事務）

第26条　市審議会は、市長の諮問に応じ、環境の保全に関する基本的事項について調査審議し、その結果を市長に答申するものとする。

（組織）

第27条　市審議会は、委員及び専門委員をもって組織する。

2　委員は25人以内とし、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 市議会の議員のうちから議長が推薦した者

(2) 学識経験者

(3) 関係行政機関職員

3　特別の事項を調査審議するため必要がある場合には、その調査審議事項ごとに5人以内の専門委員を置くものとし、学識経験者のうちから調査審議事項を明記して市長が委嘱する。

（任期）

第28条　委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2　委員は、再任されることができる。

3　専門委員は、その調査審議事項の調査審議が終了したときに解嘱されるものとする。

（委任）

第29条　第25条から前条までに定めるもののほか、市審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

2　名古屋市環境審議会規則（平成8年名古屋市規則第59号）（抜粋）

（目的）

第1条　この規則は、名古屋市環境基本条例（平成8年名古屋市条例第6号）第29条の規定に基づき、名古屋市環境審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（会議）

第3条　審議会の会議は、市長が招集し、会長が議長となる。

2　審議会は、委員及び議事に関係のある専門委員の半数以上の者の出席がなければ会議を開くことができない。

3　審議会の議事は、出席した委員及び議事に関係のある専門委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（部会）

第4条　審議会には、必要に応じ、部会を置くことができる。

2　部会は、審議会の議決により付議された事項について調査審議し、その経過及び結果を審議会に報告する。

3　部会に属すべき委員は、会長が指名する。

4　部会に部会長を置き、会長が指名する。

5　部会長は、会務を総理し、部会の会議の議長となる。

6　部会長に事故があるときは、あらかじめ部会長の指名する委員がその職務を代理する。

7　前条の規定は、部会の会議の招集、定足数及び表決について準用する。この場合において、同条第1項中「市長」とあるのは「部会長」と読み替えるものとする。